

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号				
不利益処分の種類	土地の掘削に係る緊急措置命令等	根拠条項	第9条の2				
処分基準	<p>1 温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができる。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO